

[] 様

[]
社会保険労務士 []

労務監査結果について

平成 30年 [] に実施した標記については、下記のとおりです。

記

- 1 労務監査意見書作成日 []
- 2 労務監査の対象人数 2人
- 3 労務監査結果

個別指摘事項

(1) 労働契約締結時、労働者に条件を書面で明示することについて

今までは、労働契約の締結の際に労働者に対して書面で条件を明示することが無く口頭のみでの明示であったため、今後は労働者に対して書面にて条件を明示する様に理解を求めた。その際、書面は2部作成し1部は事業主が保管し、もう1部は労働者に手渡しする様に理解を求めた。 【根拠規定：労働基準法第15条】

(2) 賃金控除に関する労使協定について

毎月の賃金から控除しなければならない項目がある時は、賃金の控除に関する労使協定を行い、何を控除するのかを定めた協定書を作成し周知を行う必要があることについて理解を求めた。 【根拠規定：労働基準法第24条】

(2) 36協定書の作成・届出について

変形労働時間制を採用し、残業が発生しない様に努力されていますが、その様な場合であっても、残業が発生する可能性が少しでもあるなら、36協定書を作成して労働基準監督署へ届出することで、どうしても必要な残業が発生したとしても対応が可能になることについて理解を求めた。 【根拠規定：労働基準法第36条】